



発行日：令和5年11月1日

お問合せ：八代市市民活動政策課

東陽コミュニティセンター

(TEL 65-2210)

毎月11日は「人権を確かめ合う日」です。

家庭や地域、職場や学校で、身近な人権や差別について、みなさんで話し合いましょう！

保小中行事予定

日	曜	保育園(河俣・太陽)	東陽小学校	東陽中学校	日	曜	保育園(河俣・太陽)	東陽小学校	東陽中学校
1	水	[河俣]バレエ教室/安全点検 [太陽]SDGsの日	熊本シェイクアウト訓練 不祥事根絶を考える日 運営委員会/安全点検	文化祭	17	金	[河俣]身体計測 食育の日	小中合同伝統文化学習⑥	後期中間考査 小中合同伝統文化学習⑥
2	木		学力充実の日 1・2年太陽保育園訪問 人権教室事前打合せ		18	土			食育の日
3	金		文化の日		19	日			
4	土				20	月	[太陽]地域の方に感謝しよう (~22日)		教育相談
5	日			「家庭の日」	21	火	[河俣]舞台リハーサル	ともだち号 学力充実の日/SC来校	全校集会/教育相談 専門委員会
6	月		弁当の日	お弁当の日	22	水	[河俣]バレエ教室	通常授業日 SC来校	教育相談
7	火		避難訓練(火災)	生徒集会(図書)	23	木		勤労感謝の日	
8	水	[河俣]バレエ教室 [太陽]秋の遠足	やまびこの集い 小中合同研修会(東陽小)		24	金		小中合同伝統文化学習(リハ)	小中合同伝統文化学習(リハ)
9	木	[河俣]絵画教室	朝の読み聞かせ/わろつ来校 理科支援員来校 学力充実の日	toyo寺小屋	25	土	[河俣]保育園テラス工事 (予定)~26日		
10	金	[河俣]東陽小学校交流会	小中合同伝統文化学習⑤ 1・2年河俣保育園訪問	小中合同伝統文化学習⑤	26	日		東陽町文化の祭典	
11	土				27	月	[太陽]地震訓練	振替休業日	振替休業日
12	日				28	火	[河俣]非常訓練(地震⇒火災)		教育相談
13	月			toyo寺小屋	29	水	[河俣]バレエ教室	授業参観/学級懇談会 教育講演会	教育相談
14	火	[河俣]交通安全指導	ノーマディアデー(~16日)	ノーマディアデー(~16日)	30	木		学力充実の日	
15	水	[河俣]バレエ教室/安全点検	芋掘り(朝の活動)	後期中間考査(3年)	※これはあくまで予定ですので、 変更される場合があります。				
16	木		八代支援学校交流(5・6年)	後期中間考査 避難訓練					

東陽町文化の祭典開催

世代を超えて 明るい未来へ
東陽町文化の祭典

日時：令和5年11月26日(日)

開場 午前9時00分

開演 午前10時00分

場所：東陽スポーツセンター

※詳しくは、東陽町文化の祭典開催チラシをご覧ください。

協賛金を募集しています。

ご協力をお願いします！

八代市東陽町文化の祭典実行委員会では、本祭典開催の趣旨にご理解、ご賛同いただける個人・団体からの『協賛金(一口1000円~)』を募集しています。

詳しくは、東陽まちづくり協議会(東陽コミュニティセンター内)へお問合せください。



★お知らせ★

東陽まちづくり協議会がついに、
インスタ・フェイスブック始めました！
地域のイベントなど様々な情報を
発信していきたいと思っておりますので、

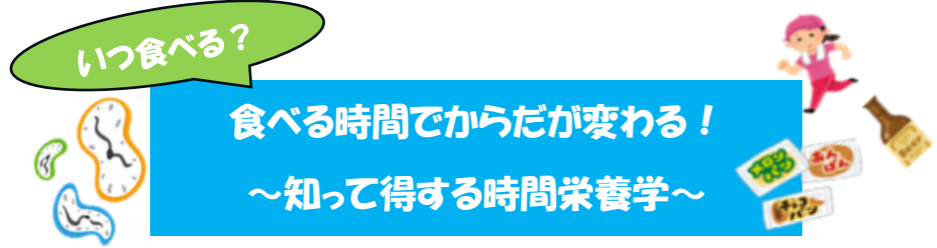
みなさん
フォロー
お願いします♪



←QRコードを読み取ると
コミセンだよりがカラーで
ご覧になれます！お試しください！



<生活習慣病予防講演会のお知らせ>



私たちの体にある、体内時計に沿った食事や生活の工夫による生活習慣病予防について、講師の先生にわかりやすくお話していただきます。

【と き】11月29日(水) 午後7時~(受付 午後6時半~)
【と ころ】桜十字ホールやつしろ(旧:やつしろハーモニーホール) 3階大会議室
【演 題】「いつ食べる?食べる時間からからだが変わる!」
~知って得する時間栄養学~
【講 師】熊本県総合保健センター 管理栄養士 今村 靖子 先生
【申 込】電話またはQRコード⇒⇒⇒
申込締切日:11月24日(金)まで
【申込先(問合せ)】
八代市鏡保健センター 52-5277
八代市保健センター 32-7200



ゲートキーパー養成講座について (動画視聴方式)

申し込み日時:令和5年11月1日~11月30日
視聴日時:令和5年12月1日~12月28日
内容:『ゲートキーパー』とは身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。どなたでもゲートキーパーになれます。ゲートキーパーの話を聞いて誰かの役にたきたい...そんな方のためのオンライン講座です。
対象者:市民
定員:50人
費用:参加費無料
申込方法:電話またはLOGOフォーム⇒⇒⇒
申込み・問合せ:健康推進課 地域保健係 電話52-5277



消費者トラブル情報

オンラインゲームの課金トラブルに注意!

未成年の子どもがオンラインゲームを利用し、保護者の許可なく課金してしまったという相談が複数寄せられています。

消費者の皆様へアドバイス

- インターネットを利用する場合のルールを家族で話し合しましょう。
- 子どもに保護者のスマホなどを使わせる場合、次の点に注意しましょう。
 - ①保護者のアカウントを利用させるときは、プラットフォームとキャリア決済のアカウントを確認して、決済時にパスワードの入力が必要になっているか確認しましょう。
 - ②クレジットカードやキャリア決済のパスワードは責任を持って管理し、勝手に課金することができないよう設定しましょう。
 - ③子どもが課金してしまってもすぐに気づくことができるように、保護者が普段使用しているアドレス宛に支払い完了メールが届くようにしておきましょう。
 - ④キャリア決済の場合は上限額を設定するのも一法です。
- 通信回線や端末に設けられているペアレンタルコントロール等の機能を活用し、必要な範囲で利用に制限をかけることも有効です。

お困りのことがございましたら、
悩まずに八代市消費生活センターにご相談ください。

【場 所】八代市役所2階
【受付時間】月曜日~金曜日 午前9時~午後5時
※木曜日は午前9時~午後7時
【電話番号】0965-33-4162(直通)※電話相談も可能



見守り新鮮情報

電動のこぎり使用中の事故に注意!

事例1
DIY中、電動のこぎりで左手の指を切った。親指は完全に切断され、人差し指もほとんど切断された状態となった。(80歳代)

事例2
電動のこぎりを使用中、のこぎりが跳ね上がった際に、右足に傷を負った。受診したところ、骨折もしていたことが分かった。(80歳代)

ひとこと助言
●電動のこぎりは、使い方や対処方法を誤ると、死亡や重症などの重大な事故につながる可能性があります。使用前には、取扱説明書をよく読み、その製品の特性や正しい操作方法を十分に理解してから使用しましょう。
●刃に材料等が詰まって動かなくなったときに、その反動でのこぎりの本体や材料が作業側面に跳ね飛ばされ、事故につながるケースもみられます。固定できる材料の場合は万力などで固定し、慎重に作業しましょう。
●作業は適切な服装で行い、防護めがね、防塵マスク、耳栓などの安全防護具を着用しましょう。明るく整理整頓された場所で行うことも大切です。
●万が一事故が起こった際に、発見や救護が遅れないよう、家族などへ声を掛けてから作業を始めましょう。

消費者情報



相談事例

【事例1】新聞の定期購読契約は途中で止められる?
(国民生活センターHPより抜粋)
新聞の購読を止めたいと思い、集金の担当者に「来月末で契約を止めたい」と伝えましたが、「契約期間がまだ残っているので、解約できない」と言われました。契約を途中で止めることはできないのでしょうか。
〈助言〉契約は原則として一方的に解約できません。ただし、クーリング・オフできる場合があります。購読契約書にサインをする前に、契約期間終了まで購読できるか十分に考え、書面の内容をよく確認し、慎重に判断した上でサインをするようにしましょう。

【事例2】同居の母が契約していた2年後までの新聞契約を解約したい。(60代女性)
同居の母が数年前に訪問販売で新聞購読契約を結び、発泡酒などの景品をもらっていましたが、景品はすぐに私が返品しました。最近母は新聞を全く読まず積んであるばかりなので、解約を申し出たところ、販売店からは、2年後までの契約があるとの回答でした。あまりにも長期の契約だと思えます。今後、母は老人施設への入居を検討していますが、そのような場合は解約に応じてもらえるのでしょうか。
〈助言〉原則的には、一方的な理由による解約はできませんが、お母さまの体調などで新聞を読めない状態や、居所の移転などの理由は、新聞公正取引協議会のガイドラインに、解約を考慮すべき事情とされています。期間短縮などの交渉をされてみてはいかがでしょうか。

相談事例からみる問題点
新聞の訪問販売に関する契約トラブルについては、八代市消費生活センターにも常に月に数件の相談があります。中でも、契約に関しては、長期間にわたる契約や、申し込みをしてから数年後に購読が始まる契約、他の新聞社との購読契約中にその後の契約を結ばせるなどのケースが目立ちます。長期間の契約をした後、購読期間が終わるまでの間に、転居、病気や入院、死亡などの理由で、購読を続けられなくなる可能性もあります。しかし、契約成立後は消費者側にも契約を守る義務が生じますので、消費者の都合で一方的に購読を止めることはできません。

消費者へのアドバイス
◆訪問販売での新聞の購読契約は、次の点に十分注意して慎重に行いましょう。

1. 不用意にドアを開けず、訪問者が誰かを確認し、勧誘を受けても購読の意思がなければ、きっぱり断りましょう
2. 高額な景品を受け取らず、景品につられて契約しないようにしましょう
3. 長期間の契約や、申し込みしてから数年先から始まる契約は避け、先の見通せる範囲で契約しましょう
4. 「いつでも解約できる」などと勧誘されても、セールストークだけをうのみにせず、購読契約書の内容をよく確認しましょう
5. 購読契約書にサインする前には、今一度、必要な契約(望んでいる契約)かどうか、契約期間終了まで購読できるかなど慎重に考え、書面の内容をよく確認しましょう
6. 望まない契約をしてしまった際はクーリング・オフをしましょう
7. トラブルになったときのために、購読契約書の控えは必ず保管しておきましょう

◆販売店との話し合いがつかずトラブルになった場合は、八代市消費生活センターへご相談ください。

※コミセンだよりへ掲載希望の方は、毎月20日までに東陽コミュニティセンターへ原稿をご持参ください。